４．審査要領

４．１　審査項目及び配点

提出された競技材について表5に示す項目及び配点により審査、採点する。

採点細目は別に定める。

表7　審査項目・配点　（溶接後の競技材 1 枚につき）

審査項目	外観試験		放射線透過試験	曲げ試験		違反行為 不安全状態 不安全行為	合計点
	表面	裏面		表曲げ	裏曲げ		
点　数	50	50	100	100	100	失格又は減点	400

（注）違反行為・不安全状態・不安全行為については、競技全体について行う。

４．２　外観検査

表面にあっては、ビード波形、ビードの高さ、のど厚不足、ビード幅、アンダカット、オーバーラップ、始・終端の処理、アークストライク、各変形及び清掃の良否等によって採点する。

裏面にあっては、溶込みの良否、ビード高さ、のど厚不足、裏波の幅、アンダカット、棒継ぎの良否および清掃の良否によって採点する。

４．３　放射線透過試験

透過写真に現れた欠陥について、JIS Z 31004-1995「鋼溶接継手の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」に準じて分類を行い、別に定める審査内規に従って採点する。ただし、競技材の両端15㎜は、審査の対象から除外する。

４．４　曲げ試験

各競技材から図5に示すように2枚の試験片を採取し、JIS Z 3122-1990「突合せ溶接継手のローラー曲げ試験方法」に準じて表曲げおよび裏曲げ試験を行い、曲げ表面（側面も含）に現れた欠陥の大きさに応じて採点する。

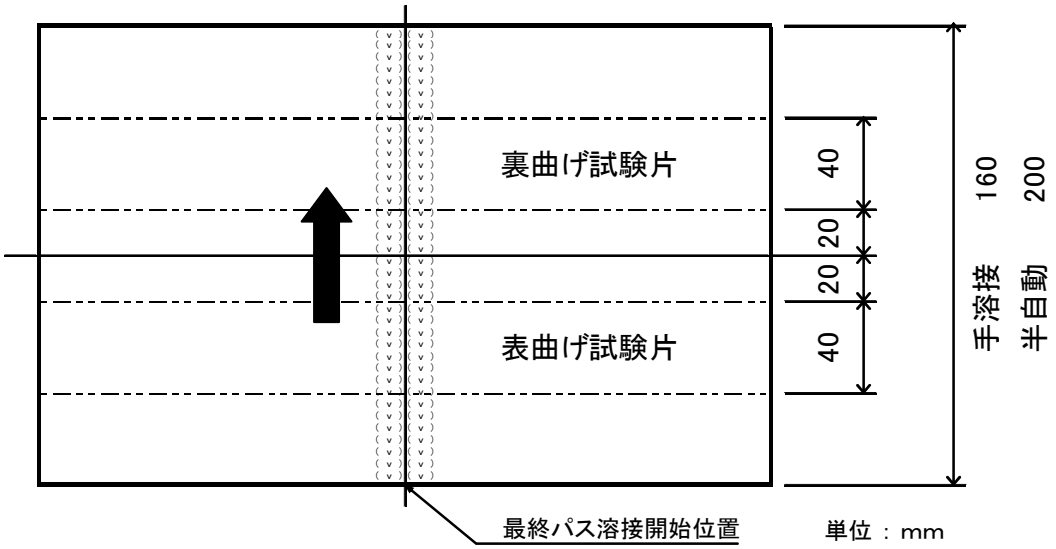

図5　曲げ試験片採取方法

４．５　違反行為

競技要領、注意事項（２－３ 項参照）およびその他（２－５ 項参照）に違反する行為については総点数から減点するか又は失格とする。

４．６　不安全状態及び不安全行為

作業中の服装の不備、不安全状態（保護具）および不安全行為については減点する。

なお、本協議会における競技参加者の服装および保護具の標準は下記の通りとし、正しく着用又は使用しなければならない。

（1）　安全棒（又は作業帽）、作業服上下及び安全靴（短靴あるいは長靴いずれでも可）の着用

（2）　保護めがねの使用（はね上げ式溶接用保護面の使用は保護めがねの使用とみなす。また、電流調整時には、はね上げの部分をはね上げてもよいものとする）

（3）　フィルタプレート付き溶接用保護面の使用

（4）　防じんマスクの使用（JIS T 8151の規格品又は相当品とする）

（5）　腕カバーの着用

（6）　溶接用革製保護手袋を使用（JIS T 8113　１種の規格品又は相当品とし全長約350㎜のもの）

（7）　前掛の使用

（8）　足カバーの着用（長靴を使用の場合は不要）

（9）　肌を露出してはならない（溶接時には顔面も露出してはならない）